平成２６年（フ）第４２０号
静岡市清水区下野中22番７号　コーポ・グランドウールＡ―102
債務者　武田　仁見
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４１号
岡山市北区野田屋町１丁目５番11号
債務者　西本千恵美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０７号
岡山市南区藤田564―92、住民票上の住所岡山市南区泉田１丁目７番21号さぬき荘２階Ｄ号室
債務者　花田　　清（旧姓池田・浜田）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０８号
岡山市南区藤田564―92、住民票上の住所岡山市南区泉田１丁目７番21号さぬき荘２階Ｄ号室
債務者　花田美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５４号
岡山市南区東畦125番地７
債務者　池田　康子（旧姓甲野）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８４号
岡山市東区中川町322番地４
債務者　橋本　昌子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８号
大分県中津市大字蛎瀬1282番地１　グラース・ベルＤ101
債務者　青木　昭美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第９０８０号
東京都大田区中央８丁目26―15―103
債務者　八幡　時夫
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８１号
神奈川県厚木市妻田北３丁目16―14　スプラン・ディードＡ―105
債務者　塚本　美穂（旧姓一本木）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８２号
東京都江戸川区船堀２丁目６―19―102
債務者　伊藤　力雄
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８３号
東京都江戸川区小松川３丁目76　石坂方
債務者　伊澤喜生子（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８４号
千葉県松戸市田中新田44―18―202
債務者　大熊　正世
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８５号
神奈川県横浜市都筑区仲町台４丁目３―２―105
債務者　對馬　成美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８６号
埼玉県東松山市大字東平1862―88
債務者　富田　　潤
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９０号
東京都世田谷区等々力５丁目５―12―301
債務者　松井　政秋
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部